

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
がと
の翌
日)

目次

◇ 告 示

字の区域の変更等(二件)

土地改良区の解散

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良法による換地処分(二件)

土地改良事業の工事の完了

保安林の指定の解除

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集
派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第三百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鷹狩地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十五年九月三十日現在の地番による。)

大字鷹狩字和奈
見田

大字鷹狩字和奈見田のうち五三九の一、五四〇の一の一部、五四二の一部、五四三の一の一部、五四三の二の一部、五四四の一、五四四の二、五四五の一、五四五の二、五四六の一、五四六の四、五四七の一、五四七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鷹狩字隅田六二五の一及びこれと一体をなす国有地、大字鷹狩字隅田下タのうち六二六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字鷹狩字中祖六三三、六三五の二及びこれらと一体をなす国有地

大字鷹狩字走り
出下

大字鷹狩字走り出下のうち五四九の一、五四九の二、五四九の四、五五〇の一から五五〇の三まで、五五一、五五

<p>大字鷹狩字中祖</p>	<p>大字鷹狩字中祖のうち六三三、六三五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字鷹狩字岸ノ上</p>	<p>大字鷹狩字岸ノ上のうち七四三の二の一部、七四四の一部及び七四六の一部以外の区域並びに大字鷹狩字乙中溝七五六の二並びに七五五の一、七五五の二、七五六の一、七五六の二及び七五七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字鷹狩字乙中溝</p>	<p>大字鷹狩字乙中溝のうち七五六の二並びに七五五の一、七五五の二、七五六の一、七五六の二及び七五七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字鷹狩字中村</p>	<p>大字鷹狩字中村のうち七六八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字鷹狩字野ノ内</p>	<p>大字鷹狩字野ノ内の全域、大字鷹狩字中村七六八の二と一体をなす国有地の一部、大字鷹狩字濱河戸八八二の二の一部、八八三の一部、八八四の二から八八四の三まで、八八五の一部、八八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字鷹狩字濱河戸</p>	<p>並びに大字鷹狩字天王九二九の一部、九三〇、九三一の一部、九三二の一部、九三三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字鷹狩字火打岩</p>	<p>大字鷹狩字濱河戸のうち八八一の一、八八二の一、八八三、八八四の二から八八四の三まで、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九の二、八九〇の二、八九一の一、八九二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字鷹狩字火打岩</p>	<p>大字鷹狩字火打岩のうち九〇五から九〇七までの一部、九〇八の一部、九〇九の二、九一〇の一部、九一一の一部、九一二の一部、九一三の一部、九一四の一部、九一五の一部、九一六の一部、九一七の一部、九一八の一部、九一九の一部、九二〇の一部、九二一の一部、九二二の一部、九二三の一部、九二四の一部、九二五の一部、九二六の一部、九二七の一部、九二八の一部、九二九の一部、九三〇の一部、九三一の一部、九三二の一部、九三三の一部、九三四の一部、九三五の一部、九三六の一部、九三七の一部、九三八の一部、九三九の一部、九四〇の一部、九四一の一部、九四二の一部、九四三の一部、九四四の一部、九四五の一部、九四六の一部、九四七の一部、九四八の一部、九四九の一部、九五〇の一部、九五一の一部、九五二の一部、九五三の一部、九五四の一部、九五五の一部、九五六の一部、九五七の一部、九五八の一部、九五九の一部、九六〇の一部、九六一の一部、九六二の一部、九六三の一部、九六四の一部、九六五の一部、九六六の一部、九六七の一部、九六八の一部、九六九の一部、九七〇の一部、九七一の一部、九七二の一部、九七三の一部、九七四の一部、九七五の一部、九七六の一部、九七七の一部、九七八の一部、九七九の一部、九八〇の一部、九八一の一部、九八二の一部、九八三の一部、九八四の一部、九八五の一部、九八六の一部、九八七の一部、九八八の一部、九八九の一部、九九〇の一部、九九一の一部、九九二の一部、九九三の一部、九九四の一部、九九五の一部、九九六の一部、九九七の一部、九九八の一部、九九九の一部、一〇〇〇の一部</p>

<p>大字鷹狩字天玉</p>	<p>九六七の二の一部、^{九六八}九七二、合併の一部、^{九六八}九七二、合併一の一部、九六九の一、九六九の二、九七〇、九七一、九七三の一、九七四の一、九七六の二、九七八の一、九七九の一、九八〇の一、九八四の一、九八五の一、九八七の一、九八七の五、九八七の六及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字鷹狩字天玉</p>	<p>大字鷹狩字天玉のうち九一七から九二二までの一部、九二九の一部、九三〇、九三一の一、九三一の二、九三二の一部、九三三の一部、九三四及びこれらと一体をなす国有地並びに九二五の二と一体をなす国有地以外の区域、大字鷹狩字濱河戸八八五の一部、八八六の一部、八九〇の一の一部及び八九一の一の一部、大字鷹狩字火打岩九〇五から九〇七までの一部、九〇八の一の一部、九〇八の二、九〇九の一部、九〇九の一の一部、九〇九の二、九一三の一部、九一四の一部、九一四の一の一部、九一四の二の一部、九一四の三及びこれらと一体をなす国有地、大字鷹狩字宮ノ前九五〇から九五四までの一部、九五五から九五七まで、九五八の一部、九五九の一部、九五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鷹狩字渡り上り^{九六八}九七二、合併の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字鷹狩字岸ノ下</p>	<p>大字鷹狩字岸ノ下のうち九四二の一部、九四三の一部、九四四、九四五の二の一部、九四六の一の一部、九四六の二、九四六の三の一部、九四七の一から九四七の三まで、九四八内第一、九四八の一から九四八の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鷹狩字隅田六一七の</p>

<p>大字鷹狩字渡り上り</p>	<p>二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字鷹狩字岸ノ上七四三の一の一部、七四四の一部及び七四六の一部、大字鷹狩字天玉九一七から九二二までの一部、九三一の一の一部、九三二の一部、九三三の一部、九三四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鷹狩字宮ノ前九五〇から九五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字鷹狩字渡り上り</p>	<p>大字鷹狩字渡り上りのうち九六三の一、九六三の二、九六四、九六四内第一、九六五の一から九六五の四まで、九六六の一から九六六の三まで、九六七の一、九六七の二、^{九六八}九七二、合併、^{九六八}九七二、合併、九六九の一、九六九の二、九七〇、九七一、九七三の一、九七四の一、九七六の二、九七八の一、九七九の一、九八〇の一、九八四の一、九八五の一、九八七の一、九八七の五、九八七の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字鷹狩字隅田、大字鷹狩字隅田下タ及び大字鷹狩字宮ノ前</p>

鳥取県告示第三百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による樟原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十五年十月二十七日現在の地番による。）</p>
<p>大字樟原字待居川端</p>	<p>大字樟原字待居川端のうち一〇五の一部、一〇五の二の一部、一〇六の一部、一〇九、一一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字樟原字ハシリ出</p>	<p>大字樟原字ハシリ出の全域、大字樟原字待居川端一〇五の一部、一〇五の二の一部、一〇六の一部、一〇九、一一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字樟原字平岩一二二の二、一二五の一、一二五の四、一二五の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三の二と一体をなす国有地、大字樟原字上ミトロ一二六、一二七、一二九の三の一部、一三〇の一部、一三一の二から一三一の三まで、一三二の二から一三二の四まで、一三三及びこれらと一体をなす国有地、大字樟原字上ミトロ道ヨリ西一三四、一三五の二の一部、一三五の二の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字樟原字松の前一五五</p>
<p>大字樟原字松ノ前</p>	<p>の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字樟原字松ノ前の一五五の二の一部、一六四の二の一部、一六四の二の一部、一六四内第一の一部、一六五、一六六、一六八の二の一部、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字樟原字上ミトロ一二八、一二九の一、一二九の二、一二九の三の一部、一二九の四、一三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字樟原字上ミトロ道ヨリ西一三五の二の一部、一三五の二の一部、一三六、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字樟原字河原一三八の二から一三八の四まで、一三八の七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字樟原字井古尻一四四の一部、一四四の二から一四四の三まで、一四五第一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字樟原字下モトロ一四八の一部、一四九から一五四まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字樟原字大坪</p>	<p>大字樟原字大坪のうち一七〇、一七一の一部、一七二の二、一七二の四、一七八の一部、一七八の二の一部、一八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字樟原字河原一三八の七の一部、一三九、一四〇、一四〇の二、一四一、一四二の二、一四二の三、一四二、一四三、一四三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字樟原字井古尻一四四の一部、一四五、一四五第一の一部、一四六、一四七、一四七次一及びこれらと一体をなす国有地、大字樟原字下モトロ一四八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>大字樟原字松ノ前一六四の一の一部、一六四の二の一部、一六四内第一の一部、一六五、一六六、一六八の二の一部、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地、大字樟原字下モ樟原二〇一の二、二〇三の一部及び二〇四の一の一部、大字樟原字林ノ前二七五の一部、二七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七三の一と一体をなす国有地の一部並びに大字樟原字下モ河原二九八次一の一部</p>	<p>大字樟原字下モ樟原のうち二〇一の二、二〇三、二〇四の一、二一六の一部、二二七の三、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字樟原字大坪一七〇、一七一の一部、一七二の二、一七二の四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字樟原字林ノ前二八三の一、二八四の一、二八五の三、二八八の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字樟原字林ノ前 大字樟原字林ノ前のうち二七五の一部、二七六の一部、二八三の一、二八四の一、二八五の三、二八八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二七三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字樟原字大坪一七八の一部、一七八の一の一部、一八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字樟原字下モ樟原二〇三の一部、二〇四の一の一部、二一六の一部、二一七の三、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字樟原字下モ河原のうち二九八次一の一部以外の区域</p>
---	--	---

<p>大字樟原字平岩</p>	<p>大字樟原字上ミ トロ道ヨリ西</p>	<p>大字樟原字河原</p>	<p>廃止する字の名称</p>
<p>大字樟原字平岩のうち一二二の二、一二五の一、一二五の四、一二五の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三の二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字樟原字上ミトロ道ヨリ西のうち一三四、一三五の一、一三五の二、一三六、一三七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字樟原字河原のうち一三八の一から一三八の四まで、一三八の七、一三九、一四〇、一四〇の一、一四一、一四一の一、一四一の三、一四二、一四三、一四三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字樟原字上ミトロ、大字樟原字下モトロ、大字樟原字井古尻及び大字樟原字下モ河原</p>

鳥取県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市越路土地改良区

鳥取県告示第三百七十二号

昭和五十六年二月四日付けで八東町から申請のあつた土地改良(佐崎地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百七十三号

昭和五十六年三月三十日付けで用瀬町から申請のあつた美成地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条

の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百七十四号

昭和五十六年三月三十日付けで用瀬町から申請のあつた小田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月十五日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町から同町が行う土地改良事業に係る鷹狩地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町から同町が行う土地改良事業に係る樟原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	鷹狩地区農道舗装事業
工事完了年月日	昭和五十五年十二月十五日
届出者	用瀬町

鳥取県告示第三百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字浜通り二四七五の三〇九、字中浜二四七五の

一〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和五十六年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十六年四月二十日(月)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 市町村選挙管理委員会委員、啓発担当者研修会について

2 不在者投票管理者を置くことのできる老人ホームの指定について

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年四月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第五号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県米子警察署の皆生警察官派出所の項の次に鳥取県米子警察署の大山町大山寺警察官派出所の項として次のように加える。

大山町大山寺
警察官派出所

大山町大山

大山町のうち
大山、赤松（通称一の谷、大谷、下横原
を除く。）

別表の鳥取県米子警察署の大山町大山寺警察官駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】